

平成 28 年 4 月 1 日現在の情報です

東日本大震災等の被災により愛知県へ避難された方々へ ～被災者向け特例制度・相談窓口のご紹介～

東日本大震災等により、犠牲となられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

愛知県では「私たち一人ひとりができることを～愛知県民は被災地の復興を支援します～」を合言葉に、県民の皆様と一体となって、被災地域から避難された方々に対する支援対策に取り組んでおります。この葉では、本県に避難された被災者の皆様にご利用いただける、主な相談窓口や制度等についてお知らせします。

※制度は随時変更されますのでご了承ください。

※国の機関や市町村が所管する支援策も掲載しています。

被災者支援に関するお問合せ・ご相談の窓口

東日本大震災で被災された方や、福島原子力発電所の事故の影響で避難を余儀なくされた方々からの様々なお問い合わせ・ご相談を受け付けております。

当チームで所掌していない分野のお問い合わせ・ご相談でも、担当の窓口におつなぎします。

《被災地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクトチーム》

☎ 052-954-6724～6726

[FAX] 052-954-6912

対応時間：午前8時45分～午後5時30分（土日、休日を除く）
相談内容：東日本大震災における被災者受入に関する事項全般

愛知県受入被災者登録制度にご登録ください

愛知県では、本県に避難された被災者の方の生活を支援するため、「愛知県受入被災者登録制度」によるご登録をお願いしております。ご登録は避難先の市区町村役場で受け付けております。被災者向け特例制度のご紹介、避難元地域の情報提供など、愛知県内での生活をサポートさせていただきますので、ぜひご登録ください。

【お問い合わせ先】各市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>
または 被災地域支援対策本部 被災者受入対策プロジェクトチーム
☎ 052-954-6724（ダイヤルイン）

愛知県被災者支援センター

避難された被災者の皆様に支援し、支援をお考えの県民・企業の皆様の窓口となる拠点です。

○主な業務

- ・避難元地域の状況、支援情報を定期的に提供します
- ・交流会等のイベントを開催し、被災者同士及び地域住民との交流を図ります
- ・被災者の皆様からのお問い合わせ、相談窓口として愛知県内での生活をサポートします

【開設日】月曜～金曜 午前10時～午後5時

【開設場所】愛知県東大手庁舎 1階（名古屋市中区三の丸3-2-1）

☎ 052-954-6722 [FAX] 052-954-6993

〔HPアドレス〕 <http://aichi-shien.net/>

住居の確保

被災者の方々に、県営住宅を始めとする公的住宅を提供しています。入居条件など、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

○**県営住宅** 【お問い合わせ先】愛知県住宅供給公社賃貸住宅課 ☎052-954-1362
各住宅管理事務所 <http://www.pref.aichi.jp/jutakukanri/nyukyo>

○**市町村営住宅** 避難先の市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○**公的住宅** 【お問い合わせ先】愛知県住宅供給公社 ☎052-954-1356
名古屋市住宅供給公社 ☎052-523-3874
UR 都市機構 UR 名古屋営業センター ☎052-968-3101

○**雇用促進住宅** 【お問い合わせ先】SK 総合住宅サービス協会名古屋支所 ☎052-269-3950

○**応急仮設住宅としての賃貸住宅の提供**

被災地から避難された被災者の方に、災害救助法に基づく応急仮設住宅として賃貸住宅を借り上げて提供しています。

入居期間 平成29年3月31日まで延長しています。

※ 岩手県及び宮城県からの一部被災者については、当初の入居日から5年間で提供が終了します。

【お問い合わせ先】愛知県建設部建築局公営住宅課県営住宅管理室 ☎052-954-6579
(HPアドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000044464.html>)

○**民間賃貸住宅等**

愛知県のホームページに、物件によっては被災者の方に対する入居費用の減免等がある民間賃貸住宅の物件情報等を掲載しています。(HPアドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000039550.html>)

被災者生活再建支援金の支給

東日本大震災により被災し愛知県内に避難された方で、住宅が全壊又は大規模半壊により、長期にわたりもとの住宅に住むことができない方等は、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を受けることができます。支援金の支給額は、住宅の被害の程度に応じて支給する基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の合計額です。

基礎支援金		加算支援金	
被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額
住宅が全壊した世帯	100万円	建設・購入	200万円
住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		補修	100万円
災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯			
住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯	50万円	賃貸（公営住宅以外）	50万円

※ 世帯人数が一人の場合は、上記の額の3/4の額が支給額となります。

お申し込みの際には、り災証明書、住民票、契約書等を添えて、住宅のあった市町村に申請してください。

【お問い合わせ先】公益財団法人都道府県会館 被災者生活再建支援基金部

☎03-5212-9111 (HPアドレス <http://www.tkai.jp/shienjigyo/index.html>)

当座の生活費の貸付

○生活福祉資金（生活復興支援資金）の貸付

東日本大震災により被災し、愛知県内に避難された方で、当分の間、本県内に居住する方は、当面の生活に必要な資金を借りることができます。

ただし、低所得世帯又は被災したことにより低所得世帯となった世帯に限ります。

◇生活復興支援資金…

一時生活支援費（生活の復興の際に必要な当面の生活費）

単身世帯月額15万円以内、複数世帯月額20万円以内で、6か月以内

生活再建費（住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用）

80万円以内

お申込みの際には、本人確認書類（運転免許証（写）など）、世帯全員の住民票、東日本大震災により被災したことが確認できる書類（り災証明書、被災証明書など）、世帯の収入状況又は生活に困窮していることが確認できる書類（源泉徴収票（写）、離職票（写）など）などを、ご持参ください。

なお、貸付限度額が多額になること、また、償還期間が長期間（20年間）になることなどから、審査に時間がかかることがあります。

お申し込みは、避難先の市区町村社会福祉協議会となります。

【お問い合わせ先】愛知県社会福祉協議会 ☎052-212-5506

（HPアドレス <http://www.aichi-fukushi.or.jp/>）

生活保護

生活保護は、生活に困窮している世帯に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う国の制度です。

生活保護を受給するにあたっては、各種の社会保障施策（年金、手当など）、預貯金・不動産などの資産、稼働能力等の活用が前提となります。また、お身内（民法に定める扶養義務者）からの仕送り・援助（扶養）は保護に優先されます。

生活保護は、生活扶助（食費、光熱水費、衣類など）、教育扶助（副読本、給食など）、住宅扶助（家賃等）、医療扶助（医療費）、介護扶助（介護サービス利用料）、出産扶助、生業扶助（技能修得や高校就学）及び葬祭扶助から構成され、医療扶助と介護扶助を除き、原則として金銭給付されます。（医療と介護は現物給付です。）

生活扶助と住宅扶助を併せた世帯類型別の標準額は、概ね次のとおりです。

（愛知県内3級地-1の場合）

標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	181,780円
高齢者単身世帯（68歳）	103,310円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	143,560円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	209,690円

※この他、障害者加算や妊産婦加算などもあります。

国は、被災者の方々が保護を受ける場合、次の配慮をするよう、保護の実施機関（福祉事務所）に求めています。

- ▶ 避難先で生活に困窮した場合、避難先の市区町村で生活保護の申請を受け付けること。
- ▶ 将来の自立のために家屋、自動車等の資産を残さなければならないご事情があれば、処分を猶予するなど柔軟な取り扱いをすること。

詳しくは、避難先の市区町村役場、県福祉相談センター地域福祉課（ただし、豊田加茂及び東三河を除く郡部に限ります。）へご相談ください。

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

県福祉相談センター地域福祉課 <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

医療・健康

○医療機関等における医療費の窓口負担の免除

ご加入の医療保険の保険者が発行する免除証明書を提示すると、次のとおり医療費窓口負担一部負担金の支払いが免除されます。

窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保健の保険者により異なりますので、避難先の市区町村役場またはご加入の医療保険制度の保険者へおたずねください。

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○公費負担者医療

以下の制度の対象の方が、被災により被爆者健康手帳や受給者票等を消失されても、医療機関窓口において各制度の対象者であること・お名前・生年月日・ご住所を確認することにより受診できます。

- ◇ 原子爆弾被爆者に対する医療給付
- ◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療給付
- ◇ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療給付
- ◇ 特定疾患医療給付
- ◇ B型・C型肝炎医療給付
- ◇ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

【お問い合わせ先】お近くの保健所 <http://www.pref.aichi.jp/0000000026.html>

○救急医療情報センター

緊急にお近くの医療機関を知りたい時は、愛知県救急医療情報センターでご案内できますので、お問い合わせください。

愛知県救急医療情報センター <http://www.qq.pref.aichi.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

○放射線被ばくについての「外部被ばく検査」

福島原発事故により避難された方を対象に、次の県立病院で放射線被ばくについての「外部被ばく検査」を受けることができます。

【お問い合わせ先】

県がんセンター中央病院 ☎052-762-6111 内線2501

県がんセンター愛知病院 ☎0564-21-6251 内線2520

○甲状腺診察

福島原発事故で、健康面に心配のある児童（福島県以外からの避難者で15歳以下）の甲状腺診察を実施しています。（予約制・保険診療）

【お問い合わせ先】

あいち小児保健医療総合センター ☎0562-43-0509

※東日本大震災の被災者であること及び甲状腺の診察を希望することを申し出てください。

○その他の医療関係情報

◇ お子さんの急病のとき～医療機関にかかる前に～

かかりつけの小児科が診療していない夜間に、保護者向けの電話相談を行っています。

【相談日】 毎日午後7時から翌朝8時まで

【問合せ先】 #8000番（短縮番号）または☎052-962-9900

◇ 医療に関する心配があるとき

愛知県医療安全支援センター（☎052-954-6311）へご相談ください。

◇ 精神状態の急変で医療機関を受診したいとき

精神科救急情報センター（☎052-681-9900、24時間対応）へご相談ください。

◇ Rhマイナス友の会

愛知県 R h マイナス友の会事務局（☎ 0 5 6 1 - 8 4 - 1 1 3 1）へお問合せください。

○健康相談

保健所や市町村保健センターでは、保健師等によるからだやこころの健康に関するご相談をお受けしています。

保健所 <http://www.pref.aichi.jp/0000000026.html>

市町村保健センター http://www.pref.aichi.jp/seishin-c/andante/syakai/h_center.html

国民年金

国民年金の保険料の納付が免除される制度がありますので、避難先の市区町村役場にお問い合わせください。市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

税金や保険料等の支払猶予など

○地方税の特別措置

災害（原子力発電所の事故による災害を含む。）により被害を受けた場合に、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一定の要件を満たせば、一部軽減、免除、徴収猶予、申告期限の延長などの特別措置を受けることができます。

詳しくは、避難元の県または市区町村役場の税務課などへご相談ください。

※ 特別措置制度については、県税は本県内の県税事務所、市町村税は本県内の市区町村役場でもご案内できます。

（国税は別の連絡先を案内される場合がありますので、ご承知おきください。）

県税事務所 <http://www.pref.aichi.jp/0000013958.html>

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○国税の特別措置

災害により被害を受けた個人、事業主について、一定の要件を満たせば、所得税、法人税、自動車重量税、印紙税、相続税、贈与税等の減免、申告・納付の期限延長などの特別措置を受けることができます。

【お問い合わせ先】愛知県内の各税務署 <http://www.nta.go.jp/nagoya/guide/zeimusho/aichi.htm>

（管轄地域外の税務署でも結構です。）

○健康保険料、介護保険料等の減免など

保険料の減免などを受けることができます。

詳しくは避難先の市区町村役場またはご加入の医療保険制度の保険者へおたずねください。

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○NHK放送受信料の免除

次のとおり放送受信料の免除が実施されています。

1 免除の範囲と免除の期間

免除の範囲	免除の期間
原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部により、居住している地域が「帰還困難区域」、「居住制限区域」、または「避難指示解除準備区域」に設定されて1か月以上（これまでに「警戒区域」、「計画的避難区域」または「特定避難勧奨地点」の設定を受けている場合は通算して1か月以上）継続している方の放送受信契約	「帰還困難区域」、「居住制限区域」または「避難指示解除準備区域」の設定を受けた日の属する月から解除された日の属する月の翌月まで

2 免除の手続

放送受信契約している方からの届出、またはNHKによる確認調査により免除の手続きが行われます。
なお、これまでに「警戒区域」、「計画的避難区域」に設定され、既に免除の手続きが完了している方は新たに手続きする必要はありません。

【お問い合わせ先】NHKナビダイヤル ☎ 0570-077-077

(12月30日17:00から1月3日を除く、平日9:00~22:00、土・日・祝9:00~20:00
つながらない場合は050-3786-5003)

子どもの福祉

○保育所への入所・保育料

被災世帯の保育が必要な乳幼児の子どもさんは、保育料が減免になる場合があります。
保育料の減免、保育所への入所については、避難先の市区町村役場にお問い合わせください。
市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○児童に関する各種手当

遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、避難先の市区町村役場または、県福祉相談センターにお問い合わせください。
この他の子どもに関する各種手当については、避難先の市区町村役場にお問い合わせください。
市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>
県福祉相談センター <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

○子どもの養育や心身の障害に関する相談

18歳未満のお子様の養育や心身の障害に関するご相談、児童養護施設等への入所については、児童（・障害者）相談センターにお問い合わせください。
児童（・障害者）相談センター <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

○子どもに関する電話相談

◇子ども・家庭110番 ☎ 052-953-4152

〔相談内容〕子どもと子育てに関する相談

〔相談日時〕月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

◇教育相談こころの電話 ☎ 052-261-9671（クローナイ）

〔相談内容〕青少年とその保護者からの悩みや不安の相談

〔相談日時〕毎日（年末年始を除く）10:00～22:00

◇ヤングテレホン ☎ 052-951-7867（ナヤマナ）（☒は愛知県警ホームページから）

〔相談内容〕少年自身の悩みごとや非行などに関する相談

〔相談日時〕月～金 9:00～17:00（土、日、祝日、年末年始及び時間外は留守番電話、Eメールで24時間受付、直近の勤務日に対応）

◇被害少年電話相談 ☎ 0120-7867（ナヤマナ）-70（ナヤミゼロ）

〔相談内容〕少年の犯罪・いじめ・虐待等の被害に関する相談

〔相談日時〕月～金 9:30～16:00（土、日、祝日、年末年始及び時間外は留守番電話、FAXで24時間受付、直近の勤務日に対応）

◇育児もしもしキャッチ ☎ 0562-43-0555

〔相談内容〕育児相談、その他母と子の健康に関する相談

〔相談日時〕火～土（祝日、年末年始は除く）17:00～21:00

◇子どもSOSほっとライン24 全国統一ダイヤル ☎ 0570-078310（悩み言おう）

〔相談内容〕 児童生徒のいじめに関する相談

〔相談日時〕 毎日 24 時間 ※ I P 電話の一部はつながりません。

○子どもに関するその他の情報

◇子ども医療、3～4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児などの健康診査は？

【お問い合わせ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

◇先天性代謝異常の検査、小児慢性特定疾患医療給付は？

【お問い合わせ先】 保健所 <http://www.pref.aichi.jp/000000026.html>

◇未熟児養育医療給付は？

【お問い合わせ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

◇虐待かと思ったら？

【お問い合わせ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

児童（・障害者）相談センター <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

○あいち はぐみんネット

子育て支援に関する各種情報を提供しています。

（HPアドレス <http://www.pref.aichi.jp/kosodate/hagumin/>）

女性、母子・父子家庭

○妊婦・乳幼児の健康診断等

妊婦健康診査、乳幼児健康診査を受診できます。詳しくは避難先の市区町村役場にお問い合わせください。

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○女性、母子・父子家庭に関する相談や情報

◇女性の悩みごとやDV被害の相談は？

【お問い合わせ先】 県女性相談センター ☎052-962-2527

または県福祉相談センター（地域福祉課） <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

◇女性の健康に関する相談は？

女性の健康なんでも相談（電話相談）県女性健康支援センター ☎090-1412-1138

〔相談日時〕 毎週月～土（祝日、お盆、年末年始は除く）13:30～16:30 〔相談担当者〕 助産師

◇ひとり親家庭の相談は？

【お問い合わせ先】 市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

または県福祉相談センター（地域福祉課） <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

高齢者

○介護保険利用料の支払

介護サービスを受ける際に市町村が発行する免除証明書等を提示すると、利用料の支払いが減免される場合があります。

詳しくは避難先の市区町村役場にお問い合わせください。

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

障害者

○障害福祉サービス・自立支援医療

受給者証を被災で消失された場合でも障害福祉サービスや自立支援医療が受けることができます。また、利用者負担が減免される場合もあります。

【お問い合わせ先】 避難先の市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○障害に関する相談

身体に障害のある方、あるいは知的障害のある方に関する相談は、避難先の市区町村役場または児童（・障害者）相談センターにお問い合わせください。

避難先の市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

児童（・障害者）相談センター <http://www.pref.aichi.jp/0000014112.html>

○精神保健福祉に関する相談

精神障害のある方に関する相談は、避難先の市区町村役場お近くの保健所または県精神保健福祉センター（☎052-962-5377）にお問い合わせください。

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

保健所 <http://www.pref.aichi.jp/0000000026.html>

こころの健康

○メンタルヘルスに関する相談

不眠、うつ、人間関係の悩みなど、こころの健康についての相談をお受けしています。次の電話相談窓口か、お近くの保健所又は県精神保健福祉センター（☎052-962-5377）にお問い合わせください。

- ◇「あいちこころほっとライン365」（こころの健康に関する相談）

☎052-951-2881 <年中無休、9:00~16:30>

- ◇「名古屋いのちの電話」（社会福祉法人愛知いのちの電話協会(心の悩みに関する相談)

☎052-931-4343 <年中無休、24時間>

- ◇「精神保健福祉相談」（精神疾患、薬物依存、社会復帰等に関する相談）

☎052-962-5377

<土日祝日、年末年始は休み、9:00~12:00、13:00~16:30、面接相談は要予約>

【お問い合わせ先】 県保健所（各分室を除く） <http://www.pref.aichi.jp/0000000026.html>

県精神保健福祉センター（☎052-962-5377）

学校教育

○小・中学校への通学

避難先の住所地の学区の小・中学校への通学を希望する場合は、避難先の市町村教育委員会にお問い合わせください。 【お問い合わせ先】 避難先の市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○県立高等学校及び県立特別支援学校への転入学

被災生徒の県立高等学校及び県立特別支援学校への転入学については、柔軟に取り扱うこととしています。詳しくは、電話でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 県教育委員会高等学校教育課 ☎052-954-6786

特別支援教育課 ☎052-954-6798

○就学の援助

東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難となった小・中学校の児童生徒は、就学援助を受けることができます。詳しくは、小・中学校又は当該学校を所管する市町村教育委員会にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】避難先の市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○被災した児童生徒の心のケア

◇県立高等学校

被災地から受け入れた生徒の心のケアのため、学校へ臨床心理士等の派遣を行います。

【お問い合わせ先】県教育委員会高等学校教育課 ☎052-954-6786

◇公立小中学校

被災地域から公立小・中学校に転入された児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラーによる相談を受けることができます。詳しくは、転入先の小・中学校又は当該学校を所管する市町村教育委員会にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】避難先の市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

○授業料等の減免などの支援措置がある県内大学情報

愛知県と愛知県内すべての4年制大学の学長等で構成する愛知学長懇話会では、被災した学生の方への支援として、授業料等の減免などの支援措置がある県内大学の情報を提供しています。

【関連リンク】

大学連携ポータルサイト <http://aichi-gakuchou.jimu.nagoya-u.ac.jp/news/student/268182.html>

愛知学長懇話会 <http://aichi-gakuchou.jimu.nagoya-u.ac.jp/>

【お問い合わせ先】愛知県政策企画局企画課企画第二グループ ☎052-954-6089

住民票など

○住民票の写し等の手数料の免除

被災された方が、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄（抄）本などの発行を希望する場合、手数料が免除される場合があります。詳しくは、避難先の市区町村役場にお問い合わせください。

市区町村役場 <http://www.pref.aichi.jp/0000000209.html>

外国人の皆さまへ (for foreigner)

愛知県ホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/syukaikatsudo/tabunka.html>) では、外国人の被災者の皆様向けに、支援情報をお知らせしています。

【お問合せ先】県多文化共生推進室 ☎052-954-6138

また、県国際交流協会でも、外国人の皆さまの相談（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語/タガログ語）に応じるほか、各種生活情報を多言語で提供しています。

【お問合せ先】県国際交流協会（あいち国際プラザ） ☎052-961-7902

(HP アドレス) <http://www2.aia.pref.aichi.jp/>

被災企業を対象とした立地に関する相談窓口

愛知県及び名古屋市では、東日本大震災の影響を受け、事業運営に支障が生じている東北・関東地方の企業の皆様に支援するため、ワンストップ相談窓口「立地サポートデスク」を設置し、各種の支援措置を行っています。

【お問い合わせ先】 県産業労働部産業立地通商課 ☎ 052-954-6372

(HPアドレス <http://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/>)

名古屋市市民経済局産業部産業労働課 ☎ 052-972-2421

暮らしの相談窓口

○愛知県県民相談・情報センター及び県民相談室

愛知県では、専門的な相談や犯罪による被害を受けた方等、相談窓口がわからない方への相談窓口の総合案内や、県政や暮らしに関する情報提供を「愛知県県民相談・情報センター及び県民相談室」で行っています。また、新城設楽振興事務所広報コーナーにおいても、県政や暮らしに関する情報提供を行っています。

(HPアドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000031169.html>)

【お問い合わせ先】

愛知県県民相談・情報センター（名古屋市） ☎ 052-962-5100 [FAX] 052-972-6001

尾張県民相談室（一宮市） ☎ 0586-71-5900 [FAX] 0586-71-0977

海部県民相談室（津島市） ☎ 0567-24-2500 [FAX] 0567-24-1140

知多県民相談室（半田市） ☎ 0569-23-3900 [FAX] 0569-23-3901

西三河県民相談室（岡崎市） ☎ 0564-27-0800 [FAX] 0564-23-4641

東三河県民相談室（豊橋市） ☎ 0532-52-7337 [FAX] 0532-52-7388

新城設楽振興事務所広報コーナー（新城市） ☎ 0536-23-8700

※土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

ただし、愛知県県民相談・情報センターでは、年末年始を除き、土曜日、日曜日にも情報提供業務を行っています。

○愛知県消費生活総合センター及び消費生活相談室

愛知県では、消費生活に関する様々な相談や被害防止に向けた情報提供を、「愛知県消費生活総合センター及び消費生活相談室」で行っています。

(HPアドレス <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000081332.html>)

【お問い合わせ先】

愛知県消費生活総合センター（名古屋市） ☎ 052-962-0999 [FAX] 052-961-1317

尾張消費生活相談室（一宮市） ☎ 0586-71-0999 [FAX] 0586-71-0977

海部消費生活相談室（津島市） ☎ 0567-24-9998 [FAX] 0567-24-1140

知多消費生活相談室（半田市） ☎ 0569-23-3300 [FAX] 0569-23-3901

西三河消費生活相談室（岡崎市） ☎ 0564-27-0999 [FAX] 0564-23-4641

※土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

ただし、愛知県消費生活総合センターでは、年末年始を除き、土曜日、日曜日にも相談を行っています。

○弁護士による電話相談

◇日本司法支援センター 震災法テラスダイヤル

☎フリーダイヤル 0120-078-309（おなやみレスキュー）

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時、土曜 午前9時～午後5時

愛知県内にある被災地域の県事務所等

被災県の名古屋事務所等でも、愛知県に避難された方々に被災状況等の情報提供や避難後の相談などに応じています。

◇ 北東北三県（青森・岩手・秋田）名古屋合同事務所

☎ 052-252-2412

◇ 福島県名古屋事務所

☎ 052-251-0368、【E-mail】 nagoya.jimusho@pref.fukushima.jp